

京都議定書第 5 条第 2 項に基づく「調整」の技術指針について

2003 年 6 月に開催された SBSTA18 において、「京都議定書第 5 条第 2 項」に基づく『調整』の技術指針の内容が合意された(本年 11 月に開催予定の COP/MOP1 で決定される)。

京都議定書では、付属書 国 の削減約束の達成状況の指標となる各国から報告される温室効果ガス排出吸収目録(インベントリ)の公正さを保持するため、提出された各国のインベントリを他国の専門家チームが審査することになっている。この審査において、審査対象国のインベントリに不備が発見された場合には、審査員たる専門家チームが、当該インベントリの内容を強制的に修正することができる。この専門家チームによるインベントリ修正の手続きが、京都議定書第 5 条第 2 項に基づく「調整」であり、上記指針はその具体的な方法を定めたものである。

「調整」の技術指針の要点は、以下のとおり。

「調整」は、審査を行う専門家チームが、審査対象国のインベントリを不完全である、または、「1996 年改訂 IPCC ガイドライン」及び「グッドプラクティスガイダンス」に基づいていないと判断し、かつ、これらのガイドラインに準拠して算定される値よりも不当に有利な値を対象国が報告したと判断した場合に適用される。

「完全性」はインベントリの中で未推計(NE)とされたもの、他で報告(IE)とされているが説明がないものを中心に評価されると考えられる。

「調整」の手順は、

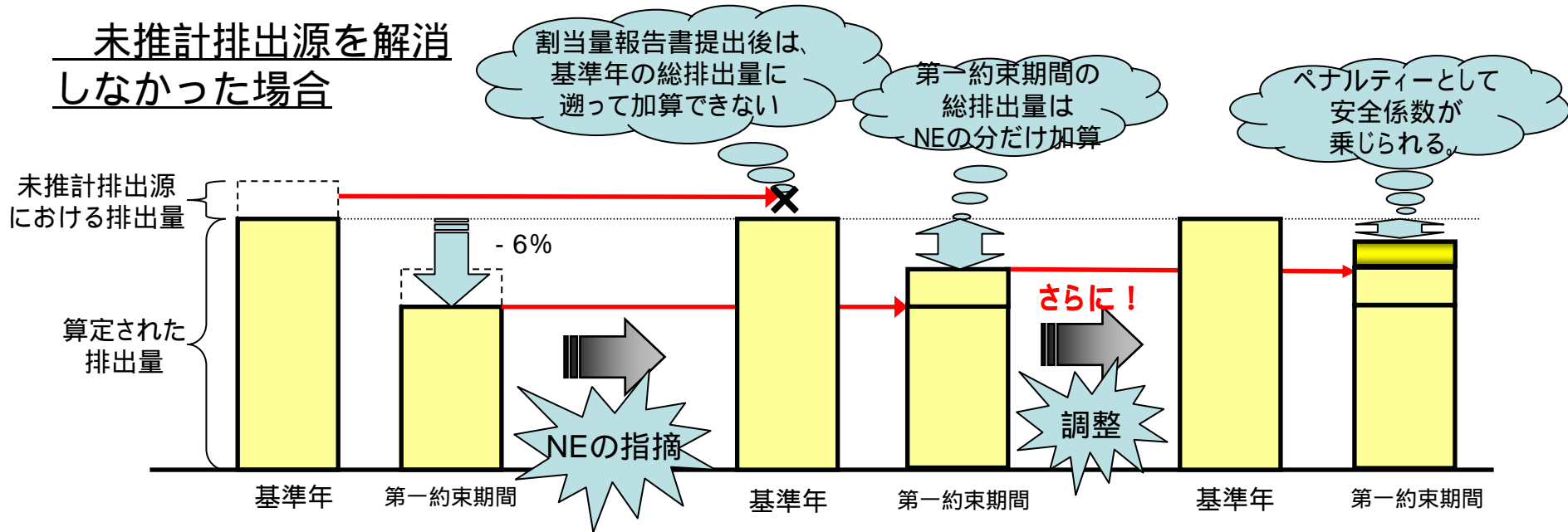
- ・ 国際統計などの既存値から推計する
- ・ GDP や人口など、関連する指標から推計する
- ・ 地域性などを考慮し、類似の国のデータから推計

といった簡単な推計手法により、原則としてより安全に排出量を修正(より排出量が増えるように)した後、さらに、安全係数を乗じるというもの。

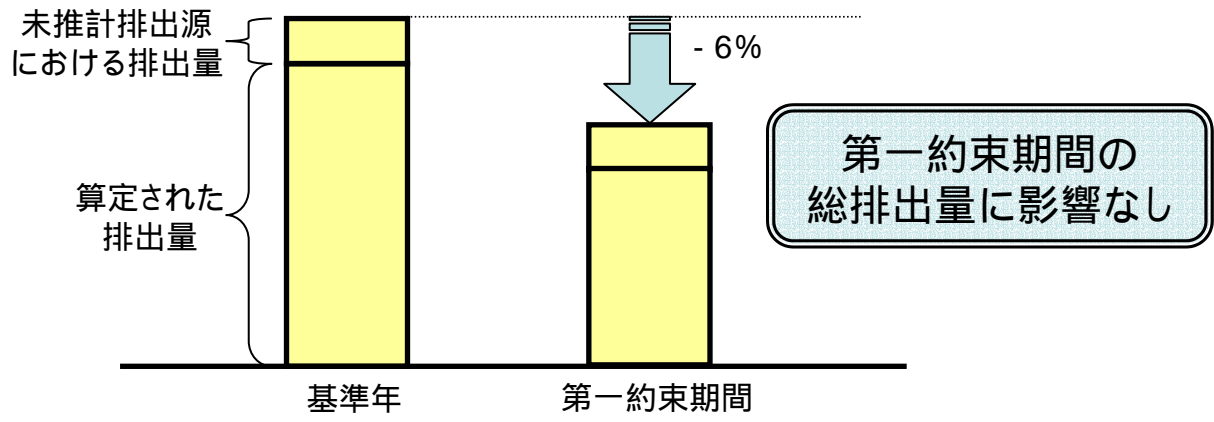
安全係数は、対象国へのいわばペナルティーとして、ガスごと、区分ごとに設定されている(例えば、燃料の燃焼に伴う産業部門からの CO₂ については、第一約束期間中の CO₂ 排出量に 2% を乗じることが定められている)。

未推計排出源 (NE) の解消の重要性について

未推計排出源を解消しなかった場合



未推計排出源を解消した場合



条約事務局から派遣されるインベントリの審査専門家から、NEを算定するよう審査時に指摘を受けた場合、最新の科学的知見に基づき算定方法を設定する必要がある

- 6%の削減約束の達成が困難になる

未推計排出源について.....

未推計排出源 (NE: Not Estimated) とは、IPCC インベントリ算定ガイドラインに盛り込まれている温室効果ガスの排出区分のうち、まだ算定方法が設定されていないものを示す。

排出量の算定方法は最新の科学的知見に基づき設定されることから、基準年総排出量を確定する割当量報告書の提出後 (2007年1月1日以降) に審査専門家の指摘等を受けて未推計排出源の算定方法が設定された場合、第一約束期間の排出量のみ未推計排出源からの排出量が加算されることとなる。